

令和5・6年度入札参加資格審査申請要領（随時申請受付）

三 春 町

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び11及び三春町財務規則（昭和57年三春町規則第16号）第111条及び第122条の規定により、入札参加資格審査申請書を三春町に提出する時期及び方法は下記のとおりです。

○ 資格審査の受付時期及び資格の有効期間

受 付 期 間	資格有効期間	種 別
令和5年11月1日（水）から 令和7年3月31日（金）まで （当日消印有効）	資格認定を受けた日から 令和7年3月31日まで	(1) 工事 (2) 測量等（測量・調査・設計） (3) 製造 (4) 物品購入（修繕）・管理業務 {※工事に係る資材販売含む}

受付方法

1 町内業者：郵送または持参

(1) 持参による場合は、午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）とします。持参の場合は、三春町財務課（庁舎2階）に提出してください。なお、持参の場合は、受け取りのみとし、その場で書類審査を行いません。

(2) 提出先

〒963-7796（住所記載不要）三春町役場財務課管理契約グループ

※添付書類の郵送にあたっては、未達等のトラブルを防止するため、必ず「特定記録」・「簡易書留」・「一般書留」のいずれかで提出してください。封筒は任意のものとし、タテ書き、ヨコ書きは自由です。表面には、「**令和5・6年度入札参加資格審査申請書 在中**」と朱書きしてください。また、表面又は裏面に申請者の住所・商号または名称を記載してください。

2 町外業者：郵送のみ

(1) 提出先

〒963-7796（住所記載不要）三春町役場財務課管理契約グループ

※添付書類の郵送にあたっては、未達等のトラブルを防止するため、必ず「特定記録」・「簡易書留」・「一般書留」のいずれかで提出してください。封筒は任意のものとし、タテ書き、ヨコ書きは自由です。表面には、「**令和5・6年度入札参加資格審査申請書 在中**」と朱書きしてください。また、表面又は裏面に申請者の住所・商号または名称を記載してください。

審査基準日：令和5年7月1日

申請者宛名：三春町長 坂 本 浩 之

受付・問い合わせ先：三春町役場財務課管理契約グループ

電話 0247（62）2132

FAX 0247（61）1110

※ 申請書類は、可能な限り両面印刷をお願いします。

I 物品購入（修繕）・管理業務についての申請方法

1. 申請書

- 物品購入（修繕）・管理業務 競争入札参加資格審査申請書は、三春町様式を使用し、正本1部を提出する。

※県様式とは異なりますのでご注意ください。

- 申請書は、三春町のホームページ <http://www.town.miharu.fukushima.jp/> 申請書ダウンロード／入札参加資格審査申請に関する手続き／「令和5・6年度入札参加資格審査申請」からダウンロードすることができます。
- 申請書をダウンロードできる環境にない方は三春町役場財務課管理契約グループへご相談ください。
- 書き方等は申請書の記入例を参照すること。
- 書類は、下記の「提出書類等」の番号順に揃えてダブルクリップでとめ提出すること。

※ 三春町では、文書をファイリングシステムにより管理しております。申請書はフラットファイルに綴らずに提出してください。

2. 提出書類等

(1) 物品購入（修繕）※資材販売を含む

ア 営業種目

1 印刷製本類	2 文房具・事務機器類	3 コンピュータ類	4 印章類
5 用紙類	6 医療・福祉機器類	7 医薬品・衛生材料類	8 写真用品類
9 理化学機器類	10 電気・通信機器類	11 車両・船舶類 (二輪車を含む)	12 建設機器類
13 農畜林産機器類	14 水産機器類	15 工作機器類	16 自動販売機・発券機類
17 燃料・油脂類	18 衣料・寝具類	19 日用雑貨類	20 百貨
21 食料品類	22 農林水産資材類	23 建材・資材類	24 楽器・音楽用品類
25 美術・工芸品類	26 運動用品類	27 書籍	28 時計・貴金属類
29 車両・船舶部品類	30 消防資材器具類	31 靴・かばん類	32 教育用機器・教材類
33 業務用厨房機器類	34 冷暖房衛生器具類	35 動物	36 警察用機器類
37 家具・木工具・室内装飾品類	38 看板・標識類	39 自動車修繕	40 その他修繕
41 その他			

イ 提出書類等

	提出書類	法人	個人	備考
①	物品購入（修繕）・管理業務 競争入札参加資格審査申請書(第1号様式)	○	○	
②	商業登記簿謄本(登記事項証明書)又は写し	○	×	
③	身分証明書又は写し	×	○	
④	審査基準日直前1年の営業年度の財務諸表又は青色申告決算書	○	○	
⑤	法人(個人)県民税・事業税及び自動車税の納税証明書又は写し	△	△	●福島県各地方振興局で発行したもの ●県内企業は必須 ●県外企業である場合は福島県内に営業所等がある場合にのみ提出すること
⑥	消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し	○	○	税務署で発行したもの
⑦	町税の証明書	△	△	納付すべき町税がある場合のみ提出
⑧	委任状(第2号様式)	△	△	*委任先を設けない場合は不要

⑨	営業許可(登録、認可、届出)等一覧表(第3号様式)	△	△	
⑩	官公庁納入実績一覧表(第4号様式)	△	△	
⑪	使用印鑑届	△	△	
⑫	※郵送提出で受付票交付を希望される場合のみ受付(受理)票、返信用封筒(※切手貼付のこと) (受付(受理)票の指定様式はありませんので、任意様式をお送りいただくか、ない場合は受付後に三春町作成の受付(受理)票をお送りします。)	△	△	
⑬	物品購入(修繕)・管理業務提出書類チェックシート	○	○	提出の際には、必要な書類が揃っているか、必ず「申請者チェック」欄でチェックをし、提出すること

注意事項

○は必須、△は該当する場合のみ提出、×は不要

- ⑤法人(個人)県民税、事業税及び自動車税納税証明書又は写し
- i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。
 - ii 証明事項は、法人(個人)県民税、法人(個人)事業税と自動車税とする。
審査基準日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとする。
- ⑥消費税及び地方消費税納税証明書又は写し
- i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所の所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。
 - ii 証明事項は、消費税及び地方消費税とする。
審査基準日の直前1年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとする。
 - iii 納税証明書の様式は、税額の証明(その1)又は未納がないことの証明(その3、その3の2、その3の3)のいずれでも構わない。
- ⑦町税の証明書
- i 三春町に納付すべき町税がある場合は役場税務会計課で証明を受けてください。

(2) 管理業務

ア 業務種別

1 浄化槽清掃業務	7 廃棄物処理業務
2 浄化槽保守点検業務	8 防鼠防虫施工保全業務
3 下水道処理施設維持管理業務	9 水槽類清掃業務
4 建築物衛生管理業務	10 地下タンク等点検業務
5 日常清掃業務	11 その他
6 警備業務(常駐・機械)	

イ 提出書類等

入札参加資格審査申請書は物品購入(修繕)と同様式とし、その他の提出書類についても同様とする。

☆ ただし、申請する営業種目、業務種別等については、(令和5・6年度)様式(第1号様式の2の1)を必ず記入し、提出してください。

<注 意>

管理業務の申請がない場合は、提出不要です。

II 入札参加資格審査申請ができない人

以下のいずれかに該当する人は、競争入札に参加できません。したがって入札参加資格審査申請もできません。

(1)	当該入札に係る契約を締結する能力を有しない人及び破産者で復権を得ない人。
(2)	法律などで、営業には許可等が必要であるとされている場合に、その許可等がない人。
(3)	町税を滞納している人。
(4)	県税を滞納している人。
(5)	消費税又は地方消費税を滞納している人。
(6)	工事・測量等の入札参加資格審査申請をする場合には、審査基準日の直前1年の営業年度において、工事完成高や取扱高のない人。

※三春町建設工事等入札参加資格が認定された後、上記事項に該当した場合は、資格の認定が取り消されます。

※(6)で定める直前1年の完成工事高等は、入札参加申込種別毎に必要となります。
ただし、【製造】は除く。

III 審査の内容

三春町建設工事等入札参加資格審査は、**工事、測量等、製造、物品購入（修繕）・管理業務**の大きく4つの部門の別に行われます。

区 分	審 査 事 項
工事	1、客観的事項 ① 経営規模 ② 経営状況 ③ 技術力 ④ その他の評価項目（社会性等） 2、主観的事項（県内に主たる営業所（本店等）を有する者のみ） ① 工事成績 ② 工事施工の状況 ③ 優良工事の有無 ④ 建設業法に基づく処分の有無 ⑤ 資格認定の取消の有無 ⑥ 競争入札における指名停止の有無
測量等 （測量・調査・設計）	1、審査基準日の直前2年の各営業年度における取扱高の平均取扱高 2、審査基準日の前日における測量等に従事する職員数 3、業務の経歴 4、資本金額 5、営業年数
製造 （工事に関するもの）	測量等に同じ
物品購入（修繕）・管理業務	測量等に同じ

※町内業者の方が持参にて提出の場合、申請書類をいったんお預かりし、受付（受理）票を交付します。申請書類に不備等がある場合は、後日連絡のうえ再提出（郵送または持参）とさせていただきます。

1. 客観的事項

工事における客観的事項は、経営事項審査の審査事項を三春町の18の工事種別に対応するように組替えたものとなります。

区分	審査項目	経営事項審査との対応
①経営規模	a. 審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度の工事種類別年間平均完成工事高	完成工事高を三春町の18の工事種別に組替えたもの。(2年平均か3年平均の選択は経営事項審査の選択と同じであること。)
	b. 審査基準日の直前の営業年度終了日の決算(基準決算)における自己資本の額又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均額	自己資本額及び利払前税引前償却前利益の評点(X2)を使用
	c. 基準決算と前基準決算の利払前税引前償却前利益の2期平均額	
②経営状況	a. 純支払利息比率 b. 負債回転期間 c. 売上高経常利益率 d. 総資本売上総利益率 e. 自己資本対固定資産比率 f. 自己資本比率 g. 営業キャッシュフロー h. 利益剰余金	経営状況の評点(Y)を使用
③技術力	a. 基準決算の営業年度終了日における工事種類別技術者数 b. 審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度の工事種類別年間平均元請完成工事高	技術者数を三春町の18の工事種別に組替えたもの。(2年平均か3年平均かの選択は経営事項審査の選択と同じであること。)
④その他の審査項目(社会性等)	a. 労働福祉の状況 b. 建設業の営業年数 c. 防災活動への貢献の状況 d. 法令遵守の状況 e. 建設業の経理に関する状況 f. 研究開発の状況	その他の評価項目(社会性等)の評点(W)を使用

IV 申込種別

1. 物品購入(修繕)・管理業務の営業種目及び品目表

ア

番号	営業種目	業務品目
1	印刷製本類	一般印刷物、フォーム印刷、地図印刷、製本、コピー・青写真
2	文房具・事務機器類	文房具・事務用品、オフィス家具、金庫、事務機器(ワードプロセッサ、シュレッダー、印刷機、複写機、ファクシミリ等)
3	コンピュータ類	コンピュータ・周辺機器(本体、入出力・記憶装置)、ネットワーク機器(LANアダプタ、HUB、ルーター等)、コンピューターソフトウェア
4	印章類	ゴム印・印章
5	用紙類	コピー・印刷・フォーム用紙(PPC用紙、(色)上質紙、コート紙、ストックフォーム用紙等)
6	医療・福祉機器類	診療診断・治療器具類、衛生検査器具類、調剤器具類、車いす
7	医薬品・衛生材料類	医療用薬品、家庭薬、試験紙・試薬、介護用品
8	写真用品類	カメラ、フィルム・写真材料、写真
9	理化学機器類	測量器具、測定器具、試験検査器具
10	電気・通信機器類	家電製品、視聴覚機器、音響・映像・放送機器、無線機・無線装置、電話機、電話交換機、照明装置

11	車両・船舶類(二輪車を含む)	小型・普通自動車、軽自動車、トラック、バス、二輪車・自転車、船舶(総トン数20トン未満のもの)
12	建設機器類	除雪車、建設機械、ポンプ、発電機
13	農畜林産機器類	農産・園芸用機器、畜産機器、林産・木工機器、食品加工機器
14	水産機器類	ブイ、漁具、水槽
15	工作機器類	工作機器、繊維機器
16	自動販売機・券売機類	自動販売・券売機、駐車場機器
17	燃料・油脂類	ガソリン・軽油・重油、石油・ガス、潤滑油
18	衣料・寝具類	制服・白衣、雨具・作業服、寝具
19	日用雑貨類	金物、台所用品、清掃用品、食器・花器
20	百貨	デパート・総合商社
21	食料品類	米穀
22	農林水産資材類	肥飼料・農薬・農産・園芸資材、種苗・苗木、畜産資材、林産資材、漁業資材、工業薬品(硫酸、苛性ソーダ、塩素、脱臭剤、試薬等)
23	建材・資材類	土木資材、建築資材、管工事資材、電気工事資材、建具・表具、ガラス、塗料・溶剤類、ダンボール・包装材料
24	楽器・音楽用品類	楽器、楽譜、音楽CD・ビデオ
25	美術・工芸品類	美術品、工芸品、美術工芸材料
26	運動用品類	運動器具・用具、武道具、レジャー用品(テント等)
27	書籍	書籍、出版物
28	時計・貴金属類	時計・眼鏡・宝石・貴金属、記・徽章類
29	車両・船舶部品類	車両部品、船舶部品、航空機部品、整備機器
30	消防資材器具類	防護用品、防災用品、救助用品
31	靴・かばん類	履物、バッグ、(合成)皮革製品
32	教育用機器・教材類	教材、教育機器、保育用教材、遊具、模型、標本、見本
33	業務用厨房機器類	食器洗浄器、調理器・調理台、流し台、ガス器具、業務用冷凍庫
34	冷暖房衛生器具類	リサイクル・水処理装置、焼却炉、ボイラー・冷暖房機器、浴槽・トイレ
35	動物	
36	警察用機器類	交通安全用品、警察装備、警察機器
37	家具・木工具・室内装飾品類	家具、じゅうたん、畳、カーテン・ブラインド
38	看板・標識類	旗・どんちょう、腕章・ステッカー、道路標識類、掲示板・表示板
39	自動車修繕	自動車修繕、船舶修繕(総トン数20トン未満のもの)※修繕業を第1希望とする場合のみ選択すること(販売や製造を主とする場合は「11」)
40	その他修繕	※修繕業を第1希望とする場合のみ選択すること
41	その他	広告代理、ビデオ製作、ソフトウェア開発、考古品の修復、航空写真撮影、設備・保守管理業務、計算・調査・検査業務、リース業、警備・清掃・廃棄物処理業務、人材派遣業務、電気供給事業

管理業務で申請される方は **41 その他**

※なお、不明な場合は、三春町役場財務課管理契約グループまでお問合せください。

イ 営業種目・品目番号表

営業種目番号	品目番号		営業種目番号	品目番号	
1 印刷製本類	101	一般印刷物	11 車両・船舶類	1101	小型・普通自動車
	102	フォーム印刷		1102	軽自動車
	103	地図印刷		1103	トラック
	104	製本		1104	バス
	105	コピー・青写真		1105	二輪車・自転車
	109	その他の印刷製本類		1106	船舶(総トン数20トン未満のもの)
2 文房具・事務機器類	201	文房具・事務用品		1109	その他の車両船舶類
	202	オフィス家具			
	203	金庫		12 建設機器類	1201
	204	事務機器	1202		建設機械
	209	その他の文具事務機器類	1203		ポンプ
		1204	発電機		
		1209	その他の建設機器類		
3 コンピュータ類	301	コンピュータ・周辺機器	13 農畜林産機	1301	農産・園芸用機器
	302	ネットワーク機器			
	303	コンピュータソフトウェア			

営業種目番号	品目番号		営業種目番号	品目番号	
22 農林水産資材類	2201	肥飼料・農薬・農産・園芸資材	32 教育用機器・教材類	3201	教材
	2202	種苗・苗木		3202	教育機器
	2203	畜産資材		3203	保育用教材
	2204	林産資材		3204	遊具
	2205	漁業資材		3205	模型
	2206	工業薬品		3206	標本
	2209	その他の農林水産資材類		3207	見本
23 建材・資材類	2301	土木資材		3209	その他の教育用機器・教材類
	2302	建築資材		33 業務用厨房機器類	3301
	2303	管工事資材	3302		調理器・調理台
	2304	電気工事資材	3303		流し台
	2305	建具・表具	3304		ガス器具
	2306	ガラス	3305		業務用冷凍庫
	2307	塗料・溶剤類	3309		その他の厨房機器類
	2308	ダンボール・包装材料	34 冷暖房衛生器具類		3401
	2309	その他の建材資材類		3402	焼却炉
24 楽器・音楽用品類	2401	楽器		3403	ボイラー・冷暖房機器
	2402	楽譜		3404	浴槽・トイレ
	2403	音楽CD・ビデオ		3409	その他の冷暖房衛生器具類
	2409	その他の楽器・音楽用品	35 動物	3509	動物
25 美術・工芸品類	2501	美術品		36 警察用器具類	3601
	2502	工芸品	3602		警察装備
	2503	美術工芸材料	3603		警察機器
	2509	その他の美術・工芸品類	3609		その他の警察用機器類
26 運動用品	2601	運動器具・用具	37 家具・木工具・室内装飾品類	3701	家具
	2602	武道具		3702	じゅうたん
	2603	レジャー用品		3703	畳
	2609	その他の運動用品		3704	カーテン・ブラインド
27 書籍	2701	書籍	3709	その他の家具・木工具・室内装飾	
	2702	出版物	38 看板・標識類	3801	旗・どんちょう
	2709	その他の書籍		3802	腕章・ステッカー
28 時計・貴金属類	2801	時計・眼鏡・宝石・貴金属		3803	道路標識類
	2802	記・徽章類		3804	掲示板・表示板
	2809	その他の時計・貴金属類		3809	その他の看板・標識類
29 車両・船舶部品類	2901	車両部品	39 自動車修繕	3901	車両修繕
	2902	船舶部品		3902	船舶修繕(総トン数20トン未満のもの)
	2903	航空機部品		3909	その他の自動車修繕
	2904	整備機器	40 その他修繕	4009	その他修繕
	2909	その他の車両・船舶部品類		41 その他 (管理業務で申請される方はその他を選択し、品目名の欄に主な業種を記入してください。)	4109
30 消防資材器具類	3001	防護用品			
	3002	防災用品			
	3003	救助用品			
	3009	その他の消防資材器具類			
31 靴・かばん類	3101	履物			
	3102	バッグ			
	3103	皮革製品			
	3109	その他の靴・かばん類			

